

議案参考資料

[令和6年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

税務課 市民税担当
資産税担当
諸税担当

議案名

議案第43号 桐生市市税条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税及び固定資産税について所要の改正を行おうとするものです。

概要

桐生市市税条例の主な改正内容は、次のとおりです。

1 令和6年能登半島地震災害に係る個人市民税の特例措置

令和6年能登半島地震により住宅や家財等の資産について損失が生じた場合、令和5年中に生じたものとして、令和6年度分の個人市民税において、その損失金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を定めま
す。(施行期日：公布の日)

2 固定資産税の課税標準特例措置に係る特例率の設定

既存の課税標準の特例の一部に対して、わがまち特例が導入されたことにより、下記のとおり特例率を定めます。(施行期日：公布の日)

- ・出力が10,000kw以上20,000kw未満のバイオマス発電設備のうち、一般木質・農作物残さ区分に該当するもの 7分の6(1/7を軽減する)
- ・一体型滞在快適性等向上事業により整備された施設等 2分の1

3 その他

「公益信託に関する法律」の改正に伴い、個人市民税の寄附金税額控除の対象に公益信託の信託事務に関連する寄附金を追加するものです。(施行期日：「公益信託に関する法律」の施行の日の属する年の翌年の1月1日)

背景・経過

現下の経済情勢等を踏まえ、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要があるため、地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)が令和6年3月30日に公布され、順次施行されます。また、能登半島地震の被災者の負担軽減のため、個人市民税の雑損控除等の特例措置について、地方税法の一部を改正する法律(令和6年法律第2号)が施行されました。